

## 交通事故無料診断ご利用規約

### 第1条（ご利用対象者）

- 1 本サービスは、損害保険会社の対人賠償保険が適用される交通事故の被害者で、かつ相手方より書面にて損害賠償額の提示（以下、当該書面を「提示書」といいます）を受けている方のみご利用可能です。
- 2 前項にかかわらず、次の方については本サービスをご利用できません。
  - 一 静岡県内に居所または職場を有しない方
  - 二 既に他の弁護士に対象事件をご依頼中の方
  - 三 当事務所の弁護士が紛争の相手方またはその代理人となっている方
  - 四 被害者ご本人またはそのご親族以外の方
  - 五 示談または判決等により、対象事件が既に終了している方
  - 六 反社会的勢力に該当する方
  - 七 その他合理的な理由により当事務所が適切ではないと判断した方

### 第2条（診断の方法）

- 1 本サービスは、お客様から送信された提示書のデータをもとに当事務所が適正と考える損害賠償額を算定し、その結果（以下「診断結果」といいます）を返信することによって提供いたします。
- 2 前項の算定にあたり、次の項目については提示書の内容・金額をそのまま前提といたします。また、弁護士費用及び遅延損害金は算定の対象外となります。
  - 一 治療費、通院交通費、器具・装具代および文書料その他の積極損害
  - 二 休業損害日額（ただし、主婦を除く）
  - 三 後遺障害等級
  - 四 過失割合及び素因減額
  - 五 既払金及び損益相殺
- 3 診断結果は一般的な裁判所認定額を想定したものであり、同額での示談成立をお約束するものではありません。

### 第3条（診断結果のお取扱い）

- 1 診断結果はお客様のみでご利用いただき、これを事件の相手方その他の第三者に開示し、または公開することは絶対に行わないでください。また、本サービスは対象事件に関する受任をお約束するものではありませんので、相手方との交渉にあたって当事務所または当事務所所属の弁護士の名称・氏名を表示することはお控えください。
- 2 診断結果に対するご意見・ご質問には対応いたしかねます。

### 第4条（免責事項）

診断結果はあくまで簡易的なものであり、本サービスのご利用または診断結果に対して当事務所では一切の責任を負いかねます。